

## 収納事務処理要領

- 1 この処理要領は、函館市(以下「市」という。)から公金収納受託者(以下「受託者」という。)が受託したごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋およびごみ処理券(以下「指定ごみ袋等」という。)の交付に関して、適正な処理を確保するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 受託者は、ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の交付にあたっては、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成4年函館市条例第43号)、函館市会計規則(昭和39年函館市規則第9号)、収納事務委託契約書、函館市ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の交付に関する取扱要綱、およびこの要領その他関係法令を遵守しなければならない。
- 3 交付する指定ごみ袋等の種類および収納する手数料の額

区分	容量等	手数料の額		
		燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
指定 ご み 袋	5 L	10円	10円	—
	10 L	20円	20円	—
	20 L	40円	40円	—
	30 L	60円	60円	—
	40 L	80円	80円	—
ご み 処 理 券	—	80円	80円	—
	30 kg未満	—	—	200円
	30 kg以上 50 kg未満	—	—	400円
50 kg以上	—	—	—	600円

※ 手数料の額は、指定ごみ袋およびごみ処理券とも1枚あたりの額

## 4 委託業務の内容および遵守事項

### (1) 指定ごみ袋等の保管および交付

ア 受託者は、市が委託する保管・搬送業者に対して、指定ごみ袋等の搬送を申し出なければならない。搬送の申し出は、概ね1か月に1回とするが、緊急その他やむを得ない事情があるときは、必要に応じ申し出ることができる。

イ 受託者は、指定ごみ袋等の交付および保管の状況を把握し、常に交付すべき指定ごみ袋等が不足しない程度の量を保管しなければならない。

なお、市は受託者の交付量および在庫量等により納品の調整を行うことができる。

ウ 受託者は、アの保管・搬送業者から指定ごみ袋等を受領した場合は、「指定ごみ袋等搬送マニフェスト」(別紙1)の納品受領書①の取扱店欄に受領印を押印し市に提出し、納品確認書②の取扱店欄に確認印を押印し保管・搬送業者に提出し、納品書③については受託者が保管しなければならない。

エ 受託者は、指定ごみ袋等を破損等のないよう十分な注意をもって安全確実に保管しなければならない。

オ 受託者は、指定ごみ袋等を交付するときは、市民に不快感を与えないよう、言葉遣い、態度等に十分注意しなければならない。

### (2) ごみ処理手数料の収納

ア 受託者は、ごみ処理手数料を収納するときは、値引きその他これに類する行為を行ってはならない。

イ 受託者は、ごみ処理手数料を収納するときは、収納する金額を十分確認しなければならない。

ウ 受託者は、ごみ処理手数料を収納するときは、消費税および地方消費税の相当額を別に収納してはならない。また、他の売上金と混同しないようにしなければならない。

エ 受託者は、市が貸与する領取印である「公金収納受託者の印」を十分な注意をもって安全に保管しなければならない。

オ 受託者は、ごみ処理手数料を収納したときは、公金の収納となるので必ず領収書に必要事項を記載し、函館市会計規則第28条の3第1項の規定に基づく公金収納受託者の印を押印し、発行しなければならない。ただし、レジスターにより収納する場合は、レシートにごみ処理手数料の名称、指定ごみ袋等の品名、数量、金額および「ごみ処理手数料については、函館市公金収納受託者として収納しました」と印字することで当該領収書に代えることができる。

(3) 指定ごみ袋等の交付枚数および収納したごみ処理手数料の報告等

ア 受託者は、市が送付する「ごみ処理手数料収納内訳報告書」(別紙2)により、1月ごとに、当該月における指定ごみ袋等の受取り枚数を確認するとともに、交付枚数およびごみ処理手数料の収納金額を、市が指定する日までに報告しなければならない。

なお、本店等で契約した者は各取扱店分の報告書を添付しなければならない。

イ 受託者は、ごみ処理手数料の収納および指定ごみ袋等の適正な管理をするため、現金・物品出納簿を備え、指定ごみ袋およびごみ処理券の種類ごとに、日々の出納の詳細を記載しなければならない。

(4) ごみ処理手数料の納入および委託料の支払

ア 受託者が払込む手数料額は、(3)ア「ごみ処理手数料収納内訳報告書」により函館市に報告した1月分の手数料額とする。

イ 市は、受託者に対し次の委託料を支払うものとする。

(ア) 1箇所の取扱店を有する受託者に支払う委託料

1月ごとに、受託者が収納したごみ処理手数料の合計金額に8%を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に消費税および地方消費税の相当額を加算した額

(イ) 複数の取扱店を有する受託者に支払う委託料(各取扱店の分を含む。)

市に対し、本店等が各取扱店分の事務処理等(申請、搬入依頼、報告、納入等)を集約し、委託業務を行うことが条件となる。

1月ごとに、受託者が各取扱店において収納したごみ処理手数料の合計金額に9%を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に消費税および地方消費税の相当額を加算した額

ウ 受託者は、1月分の函館市に払込むべき手数料額から函館市が支払う委託料額を差引いた額を、函館市が送付する「ごみ処理手数料収納金払込書」（別紙3）により函館市が指定する期日までに函館市指定金融機関または函館市収納代理金融機関に払込むものとする。  
(地方自治法施行令第164条に規定する繰替払)

(5) その他

その他市が必要と認めて指示する業務

5 指定ごみ袋等の破損等による交換について

(1) 受託者は、搬送された指定ごみ袋等の受領の際に指定ごみ袋等の破損等について十分確認することとし、受領後の破損等による交換の申出は、できないこととする。ただし、当該破損等が明らかに受領以前のものであると市が判断できる場合は、この限りでない。

(2) 受託者は、指定ごみ袋等の交付を受けた市民からの交換の申出についても、前号の規定に準じて処理しなければならない。

6 受託者は、市が交付する「取扱店表示シール」を店舗等の見やすい場所に掲示しなければならない。

7 この要領に定めのない事項または疑義が生じたときは、市と受託者が協議の上処理するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年1月6日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

## ごみ処理手数料収納内訳報告書

年度 月分について下記の通り報告致します。

登録番号

住 所

名 称

代表者名

			前月繰越枚数	当月受取枚数	総 数	当月交付枚数	収 納 額	当月末残数
指定 ご み 袋	燃やせるごみ	5 L用	¥10/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	10 L用	¥20/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	20 L用	¥40/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	30 L用	¥60/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	40 L用	¥80/枚			枚	円	枚
ご み 処 理 券	燃やせるごみ	5 L用	¥10/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	10 L用	¥20/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	20 L用	¥40/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	30 L用	¥60/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ	40 L用	¥80/枚			枚	円	枚
粗 大 ご み	燃やせるごみ		¥80/枚			枚	円	枚
	燃やせないごみ		¥80/枚			枚	円	枚
	粗大ごみ	30キロ未満	¥200/枚			枚	円	枚
	粗大ごみ	30キロ以上 50キロ未満	¥400/枚			枚	円	枚
	粗大ごみ	50キロ以上	¥600/枚			枚	円	枚

ごみ処理 収納 金額 の 合 計

円

※必要事項を記入の上、

年 月 日 必着 で提出願います。